

熊本県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療） 指定要領

第1 指定・変更・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定・変更の申請の事務

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号。以下「規則」という。）第57条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）を別紙様式1により作成し、知事に提出するものとする。

なお、申請者は、指定の申請の際に、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、申請書にその旨明記することとし、特段の申出がない場合については、知事は、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱うものとする。

(2) 育成医療、更生医療において担当する医療の種類を変更しようとする者は、申請書を別紙様式1により作成し、知事に提出するものとする。

(3) 知事は、審査結果に基づく指定に関する通知を、別紙様式4により行うものとする。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とするものとする。

2 変更の届出

(1) 指定自立支援医療機関において、その名称及び所在地その他規則第61条に定める変更を行うべき事項に変更を生じたときは、法第64条の規定により変更の届出（以下「変更届出」という。）を別紙様式2により作成し、知事に提出するものとする。

(2) 知事は、前項の規定により提出された変更届出の内容が不相当と認められるときは、別紙様式5により質問及び指導を行うものとする。

3 指定の更新

(1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）を別紙様式3により作成し、知事に提出するものとする。

(2) 知事は、審査結果に基づく指定に関する通知を、別紙様式6により行うものとする。

4 その他

(1) 知事は、指定自立支援医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しをした場合は、法第69条の規定に基づき告示し、自立支援医療の支給認定を受けている障害者、障害児の保護者及びその他関係機関に対して、ホームページや広報を通じて広く周知するものとする。

- (2) 知事は、育成医療・更生医療を担当する医療機関の指定等（更新申請を除く）に当たっては、必要に応じ、熊本県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聞いて行うものとする。

第2 審査（確認）

知事の審査（確認）は、申請者が次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、育成医療、更生医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断、治療を行うのに十分な医療スタッフ等体制及び医療機器等設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、医療機関ごとに特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

- (1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

- (2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

- (4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

- (5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

- (7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験（3年以上の実務経験）のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保

されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあっては、開局後3ヶ月以上経過後の申請であること。

- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあっては、原則として現に育成医療、更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

- 3 病院及び診療所にあっては、育成医療、更生医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項を満たしていること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療、更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有するもの又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

と。

なお、肝臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

第3 指定の辞退

法第65条の規定による指定の辞退をしようとする者は、辞退申出書を別紙様式7により作成し、知事に提出するものとする。

第4 その他届出

- 1 規則第63条第1号の規定による業務の休止、廃止、又は再開の届出については、別紙様式8による休止・廃止・再開届出書を知事に提出するものとする。
- 2 規則第63条第2号の規定による処分に係る届出については、別紙様式9による処分に係る届出書を知事に提出するものとする。

第5 自己点検の実施・報告

- 1 指定自立支援医療機関は、年に一度、自己点検を別紙様式10により行い、自己点検の結果、不相当と認められる場合は、その改善策を別紙様式11により作成するものとする。

なお、自己点検結果の報告は、更新申請書を提出する際に、直近に実施した自己点検について、別紙様式10を提出し行うものとする。

また、直近の自己点検において、その改善策を作成した場合は、様式11を併せて提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により報告のあった自己点検の内容が不相当と認められるときは、別紙様式12により質問及び指導を行うものとする。

附則

1 施行期日

この要領は（以下「新要領」という。）平成18年4月1日から施行する。

2 旧指定要領の廃止

熊本県更生医療機関指定要領（平成13年6月21日決定）（以下「旧要領」という。）は廃止する。

3 旧要領の様式により申請のあったものについては、新要領による申請と見なす。

附則 この要領は平成18年11月30日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附則 この要領は平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成24年7月1日から施行する。

附則 この要領は平成24年12月18日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附則 この要領は平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成30年10月1日から施行する。

附則 この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和3年8月11日から施行する。